

改正 1-6

公的年金（被保険者と保険料）

4 国民年金の保険料

（1）第 1 号被保険者

月額15,020円（平成23年度）ですが、[※]毎年280円ずつアップします。保険料の納付期限は2年で、これを経過すると時効により納付できなくなります。経済的理由により納付がむずかしい場合は、免除・猶予の制度を利用します。

※実際には物価上昇率などを考慮するため、必ずしも280円になるわけではありません。

_____部分が改正点です。